

長与町農業委員会会議録

令和5年3月24日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和5年3月農業委員会総会

1. 日時 令和5年3月24日（金） 9時30分から12時00分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（12名）
会長 1番 水谷 勉
委員 2番 渡邊 章三 3番 原田 成信 4番 崎山 光子
5番 永田 好紀 6番 岡崎 道子 7番 原口 司
8番 山本 忠典 9番 益富 雅彦 10番 柳原 厚志
11番 山口 多美子 12番 原田 正利
4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）
2番 尾崎 明光 3番 田中 光夫 4番 山口 健士
5番 増田 博光 6番 坂口 勝利 7番 坂本 謙二
5. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（2名）
1番 永富 義徳 8番 坂本 秀哉
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名 11番 山口 多美子 12番 原田 正利
第2 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3 第2号議案 農用地利用集積計画について
第4 第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について
第5 第4号議案 「下限面積の別段の面積の設定について」の廃止について
第6 第5号議案 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について
第7 第1号報告 農地転用専決処分報告について
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 昇
農政農地係長 森 雅之
農政農地係主事 竹中 敦月

事務局

皆さんこんにちは。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員12人全員の出席をいたしております、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。本日の欠席者は、永富 義徳 推進委員、坂本 秀哉 推進委員の2人です。それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和5年3月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名 委員を2人、指名いたします。11番 山口 多美子 委員、12番 原田 正利 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農用地利用集積計画が6件

第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式が1件

第4号議案 「下限面積の別段の面積の設定について」の廃止について

また、本日、追加議案の第5号議案として、

「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について が出されております。

報告事項は農地転用専決処分の報告が5件です。それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご準備ください。

整理番号 4

申請地 長与町岡郷 (地番) 地目 畑 面積 230m²

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷 (地番) (氏名)

譲受人が、長与町岡郷 (地番) (氏名)

申請目的は、売買による所有権移転です。

転用目的ですが、プレハブの設置および駐車場を整備し雑種地として造成を予定しております。備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地を購入し、プレハブを2棟設置するとともに駐車場7台分の整備を行います。砂利敷きのみで切土、盛土は行わず、現況に近い形で利用するため、周辺農地への被害はないと考えられます。

区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地。一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、2ページをお開きください。岡郷にありますバス停の南西に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 3月16日の午前10時より、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さん、行政書士さんと、私が現地確認をしました。(譲受人)さんは、プレハブ2棟を建てて、教室をされるそうです。隣接する(地番)の土地も、(譲渡人)さんの土地で、問題はないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

8番 山本 忠典 委員

8番 この土地に関して自分も以前、(譲受人)さんから相談を受けたことがあります。(譲受人)さんは全然農地を所有していないと思うんですけど、それは問題ないのかなと思いまして、それと、駐車場とかそういうための売買はできるのかなと思いまして、そこについて説明をお願いします。

事務局 この件に関しましては、基本的に農地での売買は行っておりません。5条ですので、農地から別のものに転用するもので、プレハブを建てて店をするとか、そういうものは問題ありませんので、駐車場だけではなく、教室を開きたいということでのお話をあったものですから、これについては問題ないと判断しております。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いし

ます。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。

第2号議案をご準備ください。

1ページから2ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。3ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町高田郷（地番）（会社名） 代表取締役（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷（地番） 地目 畑 面積 11, 389m²の一部の4, 610m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名はみかんと野菜です。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。平成31年から借り入れており、今回4回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円で、10aあたりの単価は〇〇円です。

土地の所在を説明します。図面中央にある、（施設名）の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番

3月16日の午前10時20分頃から、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さんと私で現地確認をしました。ちょうど行ったときに、（会社名）の方が野菜の作付をされていました。見る限り、みかんの手入れはちょっと出来てないんですけど、野菜の手入れはきちんとされている

ようでした。継続で問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、2件目です。

次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷（地番） 地目 畑 面積 560m² 以下2筆です。

2筆合計1,032m²です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間です。平成25年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。図面左下にあります（施設名）の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番 3月16日の午前10時50分頃より、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さんと私で現地確認をしました。現地はきちんと手入れされていて、継続で問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

4番 崎山 光子 委員

4番 お尋ねします。土地的には僅かな広さなんですが、借主はかなり高齢のようですが、10年間というのは問題ないんでしょうか、後継者がいらっしゃるんでしょうか。

11番 息子さんは2人いらっしゃいますが、農業をされてるかどうかは、今ちょっと返答に困っています。ご夫婦でされてはいるんです。元気ですので、大丈夫かなと思うんですけど。将来のことは何とも言えませんね。

1番 私も存じ上げてますけど2人でも元気で、まだ大丈夫だと思います。非常に中核的な認定農業者でもありますし、熱心なご夫婦ですので、大丈夫だろうと。あと息子さんもおられますし、どうにかなるんじゃないかなというふうに思ってます。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、事務局から3件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷（地番） 地目 畑 面積 77m²

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間です。平成25年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。図面左下にあります（施設名）の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番

3月16日午前10時40分頃より、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さんと私で現地確認をしました。現地はきちんと手入れをされていて、問題ないと思います。先ほど質問がありましたので申し上げておきますが、10年という期間ですけど、こちらは息子さんも一緒に今はされていると思いますし、ほかの自分の土地もきちんと手入れされているので、問題はないと思っています。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

10番 柳原 厚志 委員

10番

確認なんんですけど、（借入）さんが借りられる土地は77m²で、農地利用としては狭いんですけど、近くに（借入）さんの土地があるんでしょうか。それから、（貸人）さんはもう農業はされていらっしゃらないですかね、前の事項でも出てきますけど、その2点についてよろしくお願いします。

1番

はい、説明します。**(貸人)**さんは、〇〇農家です。それで農地を全部近所の人たちに作ってもらって、もう〇〇のみで事業をなさっておられます。**(借人)**さんは狭い面積ですけども、下から上までずっと**(借人)**さんの土地で隣接していて、そこにちょっと**(貸人)**さんの土地があるので、もう、そこをひっくるめて借りておられるということです。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、事務局から4件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、4件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町三根郷 **(地番)** **(氏名)**

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町三根郷 **(地番)** **(氏名)**

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷 **(地番)** 地目 田 面積 386m² 以下2筆です。

2筆合計 1, 162m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

平成30年から借り入れており、今回1回目の更新となります。年間の借賃は米30kgです。

土地の所在を説明します。平木場郷にあります**(施設名)**の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 はい、3月16日の11時頃、会長、事務局長、森さん、竹中さん、柳原さん、私の6名で
3番 確認をいたしました。継続ということもあり、別に問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志 委員

10番 貸し手の（貸人）さんは、今、実家の三根には住んでおられなくて、福岡のほうに仕事に行っておられます。それで、農業のほうは出来ないということで、（借入）さんに貸すということで、今回も作されることです。場所的にはいいんですが、基盤整備とか圃場整備はしてなくて、機械を入れてするのは非常に不便なところです。（借入）さんも頑張って作ってらっしゃるんですけど、9月の農地調査で確認をした時には、なかなか管理のほうがあまりよくなくてですね、それで、（借入）さんには周りの農地に迷惑かけないように私の方からも少し指導したいと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

2番 渡邊 章三 委員

2番 中身的には問題ないと思いますが、今の説明の中で（貸人）さんが福岡っていうことだったんで、住所は三根郷の地番になっているんですか。

10番 福岡に行ってらっしゃるのは、出稼ぎという形で、奥さんは三根のほうにおられて、たまには帰ってこられるということで住所は、三根郷になっております。以上です。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

3番 原田 成信 委員

3番 先ほど、柳原委員さんからお話をあったように、（借入）さんが、なかなか管理が行き届かないということで、結構あちこちで、借りて田を作つておられるんですけども、そういうところ

をですね、先ほど柳原委員さんからもお話があったように、周りに迷惑がかからないような、指導をしていただくことを望んでおります。以上です。

1番 いちばんの問題はですね、トラクターで整地をして、それで代掻きがきれいにならなくて、除草剤が全体に回らない。その部分に稗が繁茂するということで、本当に初步的なことなんですね。柳原委員がおっしゃるように、まずそこの指導を是非して、周りに種が散って下流域に行くということで迷惑かけますよということの指導を、農業委員さんと推進委員さんから、ぜひお願ひできればなど。大変ですけどもよろしくお願ひいたします。

議長 他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、事務局から5件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、5件目です。次ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町三根郷（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町平木場郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
所在 三根郷（地番） 地目 田 面積 847m² 以下2筆です。
2筆合計 2, 382m²です。
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。
期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。平成30年から借

り入れており、今回1回目の更新となります。年間の借賃は米90kgです。

土地の所在を説明します。図面右上にある橋の南西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員

3番

はい、これも3月16日に先ほどのメンバーで、現状確認しました。先ほどの意見を踏まえて継続ということもあり、問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志 委員

10番

はい。(貸人)さんは平木場の人で、前は自分で作ってらっしゃったんですけど、どうしても最近は田も機械化になって、乗用のトラクターとか田植え機とかコンバインとか、必要になって、自分ではもう機械を借りてまで管理をしきれないということで、最初は平木場の(氏名)さんが作っていらっしゃったんですけど、この2回目から、(借人)さんが作られております。こここの部分については、先ほどの(地区名)のほうと比べれば、まあまあのところだったんですけども、まだまだ管理が不十分で、他の農地に迷惑かけるようなこともありますので、先ほども言ったとおりのことを指導したいと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、事務局から6件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、6件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町嬉里郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町嬉里郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

所在 嬉里郷（地番） 地目 畑 面積 1, 545 m²

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。平成20年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。図面左下にあります（施設名）の 北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂口 勝利 推進委員

推進委員

現地確認を当日私が行ききれなくて、後日、現地確認に行きました。そこはもう道路が両側から入っておりまして、非常にみかんなんか取った後、積込みなんかも、便利でいいところです。みかんの管理もうまくいっておると思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

8番 山本 忠典 委員

8番

3月16日に、13時30分から、水谷会長と、役場の方立会いのもと、現地確認を行いました。ここはですね、（借人）さんがユンボとか入れてもらって、出来るだけ作りやすいようにして作っております。管理はもう間違いなく、よく行き届いております。（借人）さんはちょっと足腰のほうが良くないようですが、奥さんが一緒に一生懸命頑張ってくれていて、よく手入れもされていて、継続に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問が無いとき】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式についてを審議いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について、説明します。第3号議案をご準備ください。1ページをご覧ください。

(A) 欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、

長与町斎藤郷（地番）（氏名）

(C) 欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷（地番） 地目 畑 面積 636m² 以下3筆です。

3筆合計 2,373m²です。

権利の種類は賃貸借で、利用内容は樹園地です。

年間の借賃は、3筆合計〇〇円です。

なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。

期間は、令和5年4月10日から令和8年4月9日までの3年間です。平成30年から借り入れをされており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。図面左上にある（施設名）の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本 謙二 推進委員

推進委員
7番 3月16日、9時半から、水谷会長、山崎局長、森係長と竹中さんと私の5名で現地を確認いたしました。園内は、3地区ともイノシシ対策を施した土地になっております。**(地番)**と**(地番)**は、主にみかんと野菜を栽培していらっしゃいます。**(地番)**はみかんのみの栽培になっております。みかんに関しては**(借人)**さんのほうが農薬散布とかですね、そういう管理をしていらっしゃって、野菜のほうは、奥さんがほとんど作っていらっしゃいます。継続で特に問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

2番 渡邊 章三 委員

2番 はい。今坂本委員さんが言われたとおりでございます。**(貸人)**さんも、御主人が亡くなられて、その後はなかなか出来ない。本人さんも、ちょっと足が悪くてですね。それで**(借人)**さんが借りているというところです。内容的には今、坂本委員さんが言われたとおりで、ただ、**(借人)**さんもだんだん高齢になってきているということで、その後、出来なくなったら誰がするのかなという心配があります。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問が無いとき】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第4号議案「下限面積の別段の面積の設定について」の廃止について、事務局よりお願いします。

事務局

それでは、第4号議案「下限面積の別段の面積の設定について」の廃止について、を説明します。第4号議案をご準備ください。提案理由を申し上げます。

農地法の一部改正によって農地取得に係る面積要件が撤廃されることに伴い、現在長与町で設定してある下限面積の別段の面積の設定について『平成23年3月25日長与町農業委員会告示第4号』を廃止する必要があるため提案いたします。なお、この改正は、令和5年4月1日から施行します。説明は以上です。

1番

基本的には、国の法律と条例の関係ですので、国が決めれば、上位法に従わなければいけないということですから、結局、下限面積を撤廃すると面積は1m²でもいいということですね。ところが、前回説明を加えましたように、審査を厳しくしていこうと。それから、地域計画の中できちっと線引きをしていこうということで、無秩序な宅地転用とかそういうものに発展しないように、事前に、かなり審査を強化をしていくという形で、これをクリアしなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

10番

今会長が言われたんですけど、長与町では3反以上を農業者として認めるということであつたんですけど、下限面積が撤廃になると農業者になるための審査というのは、農業委員会でやるのか、他の機関でやるのか、それと、やはり撤廃になると、農業をしきれないので、もう農地を荒廃地にしてしまうこともあり得るんじゃないかと私は思っておるんですけど、そういう点ではどうなんでしょうかね。今まで、農地の下限面積があったのは、非常に良かったと私自身は思ってるんですけど。先ほど言ったように、農業者になるために、どういう審査が必要かを教えていただければと思っております。

1番

具体的には事務局から説明しますけども、今言うように、長与町は下限面積が3反だったんですね。時津が今1反ですから、これら辺で線を引くということが、少し緩和になるよなという話をしてきたんですけども、もう法律が先行しまして、今年の4月1日から撤廃するということで、逆に、後からそういう無秩序な農家というのをどうするかということが全国的にありますて、その件についてはいろんな通知通達が國のほうから来るようになっておりますので、ぜひ説明を加えたいと思いますけれども、農家というのは、農産物を作つて販売するのが農家という、ある意味の定義だったんですけども、今回からは、自分が作つて自家消費も農家であるというふうになっています。緩和されたというかそういう形になって、そこと、従来の農家の差をどうするかということについて、非常に心を痛めているんですけども、具体的に事務局から今後どういうふうな姿勢でこれに対応するか、何かあればお願ひします。

事務局

今回の下限面積の撤廃につきましては、農家の定義というわけではなく、3条の農地として

の売買・貸借を行う者についてその下限面積を撤廃する、農家自体が3反なければ駄目なんですよとか、そういうものではなく、農家の定義よりも、農地が荒廃するのを少しでも国としては防ぎたいというのが、狙いのものであります、今後その3条の売買・貸借に関しては、下限面積が外されただけですので、他の項目については今までどおり考慮して、今後3条のやりとりについては、慎重に耕作の計画とかそういったものの審査を深くしていかないといけないものだと感じております。ですので、下限面積については、撤廃されてしまうんですが、農家の在り方ということについては、3反を持ってなければならないというものではないと思っておりますので、何をもって農家かということになると、現状ではまだ結論は出せておりません。

1番 今後ですね、多分通知・通達・要綱・要領、こういうのが国から追ってくると思います。当然我々は、そういうことを含んで、面積がいくら少なくとも、農家としての審査はちゃんとしますよということでこの場は、了解いただきたいと思います。事例が全国からいっぱい出て来ると思います。そうすると、それが具体的に「こうしなさい」ということの形が出てきますので、その都度、皆さん方に説明を加えていきたいと思います。

議長 他にご意見・質問はありませんか。

2番 渡邊 章三 委員

2番 はい、これは上位法なので私は仕方ないなと思っています。もうそれ以上何も言えない。ただ、問題は面積要件が0になるとね。どういうことが想定されるのかなということは、ちょっと会長ともこの前話したんですけど、例えば、農地を1反買って「私は家を建てる」と言って、買った後に家を建てる宅地として、それで半分は農地を置きますよというそういう方法も出てくるんじゃなかろうかなと。そういうのがどんどん増えてくるとすれば、ちょっとどうなのかと。だから今回、やっている地域計画、このあたりをしっかりと委員さんも推進委員さんも、見ておかないといけない。それともう1点は、審査をする場合どういう形をとるのかなと。例えば、審査をする委員を何人か選んでそこの中で、いろいろ聞いたり、尋ねたりするのか、そのあたりは今からでしょうけども、国もそういう関係の書類が今から、規則規定とかそういうのが出てくるでしょうから、それは待つしかないなど。ただ、もう御存じかもしれません、ニュース等で、いわゆる企業が農地を取得出来るようになると閣議決定したと。これももう、国のはうが先行してますね。だからその問題も今から出てくるんじゃなかろうかな。農業委員会の役割も、今までと相当違ってくるというふうに私は考えました。ですから、そういうのが今後いっぱい出てくるかなと思っています。以上です。

1番 渡邊委員から企業の農地取得の話がありましたが、これは誰でも簡単にできるというのは、

特区でないと出来ない。ただ、事業者の下に農業法的なものを作つて、それが取得するということはもう既に今まで出来ているわけですから、それは、農家の構成員数や資本の縛り等でうまくいくと思います。ただ今言うように、1反の土地を、農業をするということで買いましたと。後から、その子供が農家住宅をそこに建てます、それは当然、できるわけですね。農業用倉庫を建てます、それもできるわけです。ただそのときに、農家住宅を建てると言つてもやっぱりその地域計画の線引きの中で、確実に農振農用地等で縛つておけば、その地区計画が結構効いてきますよというのが今までの会長・事務局長の研修での話でありました。ここがやっぱり今からいちばん重要だろうと。農振農用地の外れた部分については、いろんな縛りが解けていきますけども、そういうところも線をきれいに引いておく併せて農用地から除外する荒廃地の問題も、そのときにしっかりしておくと。そういうことと相まって地域計画、目標地図、これが、ここ1~2年の間に非常にものを言うということです。事務局長が言うように、農家ということの定義は、下限面積が撤廃しても一緒ですよと。そのときの出された計画を事務局が審査して、議案に乗せる。そこでまた、皆さん方との協議をする、ただ、「許可できない」となったときに「下限面積が撤廃になったのにどうして不許可なのか」といったトラブルが非常に出てくる可能性がありますから、非常に慎重に、取り扱つていければというふうに思つております。以上です。

議長

他にご意見・質問はありませんか

8番 山本 忠典 委員

8番

以前の農地調査のときにちょっとどうかなと思う家の人に尋ねに行ったことがあるんですが、今までがどうしても3反保有していないと貸し借りが出来ないということで、悪く言えば闇で、手続きをせずに貸してたということですね。それで、自分はその人に貸していく、その人がもう今の管理がおろそかになってるような状態だったということで、逆に今度、3反というのが撤廃されるのをうまく利用すれば、ちゃんとした契約もできるかなと思うんですね。今まで表に出てなかつた、契約とかもまた見えてきて、悪い面ばかりじゃなくていい面も出てくるんじゃないかなと思うので、そういうところも逆に上手に利用してもらえればなと思います。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

議案第4号について、提案のとおり承認することについて、農業委員の挙手で賛否をとり

ます。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、この内容に決定いたします。

続いて、第5号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について事務局よりお願いします。

事務局

はい、説明をいたします。第5号議案、令和5年度最適化活動の目標の設定についてですが、提案理由として「農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する目標設定が必要である」という規定がございます。去年も、5月に4年度の最低活動の目標設定等の議案を提出してご審議をいただきました。今回5年度につきましても、目標設定をすることになりましたので、今回上程しております。

令和5年度最適化活動の目標設定（案）

まず1番目につきましては、農業委員さんの数値や農地・農家の概要ということで、数値をお示ししております。2番目、最適化活動の目標についてというところから御説明します。(1)農地の集積、(2)の遊休農地の解消、そして(3)新規参入の促進ということで、大きく3本立てでお示しをしております。まず初めに農地の集積ですけども、①現状と課題につきまして、管内の農地面積が527haで、これまでの集積面積が257ha、集積率が48.8%。この527haにつきましては、国の調査の「耕地及び作付面積統計」の数字を入れることとなっております。そして、これまでの集積面積につきましては、国の方針に基づきまして、認定農業者が集積した面積を積み上げてくださいということで、数値を上げております。②の目標に入ります。農地の集積の目標年度は令和12年度、集積率は82%、これは長崎県が、各市町に目標として示した数値で、令和12年度までに集積率を82%までに引き上げるよう指導を受けております。本町の新規集積面積につきまして、令和4年度につきましてはまだ年度途中で数値が固まっておりませんので、令和3年度の数値を持ってきております。それを積み上げたところ、4.3haになっておりました。今年度末の集積の面積が261.3ha、右側の農地面積のところに、先ほどの527haが入ってきます。261.3haを527haで割った、49.6%を今年度末の集積率ということで出しております。

続いて遊休農地の解消についてです。現状の1号遊休農地の数値、うち緑区分と黄色区分につきましては、4年度の結果に基づいて数字を上げております。課題として、農業者の高齢化と担い手不足により、年々、農地の管理が困難になりつつあるということで示しました。それに対し、目標としては、既存の遊休農地の解消ということで、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地が27ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5ha、その下の黄色の遊

休農地の解消面積は、令和3年度の利用状況調査における黄色区分の遊休農地を1.6ha、黄色区分につきましては、遊休農地の解消のための工程表の策定方法として、当該所有者の土地利用意向を尊重しつつ、農地の集約を図っていくということで示しております。

その下の新規発生遊休農地の解消目標面積についてですが、令和3年度から4年度にかけて、緑区分が解消された面積が約3haあったのに対し、新たに緑区分となった農地もありました。4年度に新規発生した緑区分から、解消された面積を差し引いた5.9haを5年度に解消すべき目標として記載しています。

次の(3)新規参入の促進につきまして、令和元年度から3年度までの新規参入者の経営体と、その経営体が取得または借りた農地面積を示しております。課題としては、農家出身の子弟及び定年帰農者が再度、本格的に農業者として復帰する場合、財政的援助を手厚く支援すべきであるということで示しております。目標につきましては、権利移動面積直近3か年の値として、令和元年度が3.4ha、2年度が3.5ha、3年度が0.6ha、この3か年の平均として2.5haとなっております。そして、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積として、過去3年度の権利異動面積の平均の1割以上を記入することとなっておりますので、0.3haとしております。

裏面に移ります。2、最適化活動の活動目標として(1)推進員が最適化活動を行う日数目標として、1人当たりの活動日数を月当たり8日とします。最適化活動を行う農業委員の人数を12名、農地利用最適化推進員の人数を8名とします。その下の(2)活動強化月間の設定目標として、年間3回とします。5年度につきましては、9月、10月と12月に設定をします。9月10月につきましては、遊休農地の解消という取組項目として、農地調査(農地パトロール)を行い利用可能な農地を判別する。12月につきましては、利用が困難な農地を対象に「非農地」として整理を行うとしております。最後に(3)新規参入相談会の参加目標として、新規参入相談会の参加回数としては、1回としております。参加時期としては令和5年の8月、相談会名は就農相談会、委員さんの参加人数としては1人を目標としました。開催場所としては役場内の会議室ということで、町の産業振興課のほうで主催する就農相談会に同席できればということで目標として上げております。以上です。

議長

これはですね、次年度の皆さん方のノルマというふうになってくるんですね。これはあくまでも計画ですけども、これを目標に皆さん動きますよということですから、これについて皆さん方の御意見をですね、県から割り当てられた部分もありますし、それが実現可能なのかというのも含めてですね。まず推進委員さんから聞きたいと思うんですけども、推進委員の尾崎明光さん。こここの目標数値で何か意見があればどうぞお願ひします。

推進委員
2番

一応8日とありますけど、現実的にですね、地区にもよるかもしれないんですけど、私たちのほうの地区は、農業者も少なくてですね。現地を回るにしても、我々は、自分の地区だけしか基本的に回れないと思うんですけど、そうしたときに農業者と会う機会というのがほとんどないわけなんですよね、そしたら、そこでいろんな話をする機会もほとんどありませんし、ま

た農協の会議とかってそういうちょっと話はしますけども、それくらいであってですね、個人さんの家にはわざわざ行ってもいい顔をなかなかされないわけですよね。「何ばしに来たとね」っていうような感じでですね。ですから積極的にこう、行かなければいけないということは分かるんですけど、現実的にですね、農業者と話をする機会というのは、8日もないんじゃないかなと私は思っております。現実的に4年度も申し訳ないんですけど私は達成しておりませんので、来年度も、この8日というのは結構、厳しいのかなと思っております。以上です。

議長 続いて田中 光夫 推進委員お願いします。

推進委員
3番 私、三根・吉無田担当となっているんですけど、主として吉無田の農家というか農地を見た場合、ほとんどがもう小さく、少ないんですね。それと、農業従事している専業農家というのがほとんどいない。兼業ばかりで、それで、もう日頃先ほど尾崎さんが言われたように、会う機会が全くというほどありません。たまに会うことはあっても、農業の話をするっていうのはほとんどないんです。自分が見たところだけが意見になるので、農家の人の意見を聞くということは出来ていないのが現状です。以上です。

議長 続いて山口 健士 推進委員お願いします。

推進委員
4番 まず1件目が、1人当たりの活動日数につきまして、月8日ってなってますけど、私自身は8回っていう解釈してたわけですね。1日あたりっていうのは、丸々1日使って8日間ということで、実際にそこまで時間がとれるかなという問題が一つと、あと遊休農地を解消するのがまず第1目的として活動してきたわけなんですけど、現実問題、利用可能な農地が荒廃している畑を幾ら、個人で見て回っても荒れてるが、また木が生えてきたなっていうだけで終わってしまうわけですね。そこに何か提案とか改善とか、そういう働きをするために具体的にどう動けばいいのかっていうのが、まだ私自身定まってないのが実情ですよ。ですから、遊休農地の解消って、頭で分かっていながらも具体的に段階的にどう進めていけばいいのかっていうのが基本的な例とか、そういう場合はこうしたほうがいいんじゃないかとかいう、ある意味行政の指導も含めて私たちに伝達指導していただかないと、なかなか正直私たち素人みたいな形で回っても、なかなか具体策が見つからないというのが現状です。以上です。

議長 続いて増田 博光 推進委員お願いします。

推進委員 今皆さんがあつしゃった通り、地区によっては高齢者で後継者もいないので、もうあと2、

5番 3年すればもう駄目じゃないかと思います。今年も1人組合員を辞めるという話が出ましたが、今山口さんも言われた通り、どうすればそれを食い止めていけるのか、うちの地区は1軒あたりの畠が狭いんです。この前もとある方の畠がもうちょっと無理だろうということで、これがどんどん広がっていくと思うんですよ。2軒くらいは草刈りをしてくれているんですが、ほかのところは木が生えだして、それをどうするかというのは難しいところです。中間管理機構に入って綺麗にしてもらうといつても、道が狭くて大きな車や重機が入れないとなると、難しいと思います。以上です。

議長 続いて坂口 勝利 推進委員お願いします。

推進委員 今増田さんがおっしゃったように、各農家が高齢化になってしまってですね。それで農業がしきれなくて、もうだんだん畠が荒れていくということで、その遊休農地というのがだんだん増えていくと思うんですよね。これを何かこう、農業委員会でもいいし、(法人名)みたいなこう、そういう組織があってですね、そういう組織をつくって、その遊休農地の解消をしたらどうかなとは私は思ってるんですけど。なかなか、個人では、もう遊休農地を解消するのはですね、無理だと思うんですよね。そういうそのグループみたいなのをつくって、そういう活動をしたらどうかなと思っております。以上です。

議長 続いて坂本 謙二 推進委員お願いします。

推進委員 遊休農地の解消は、農地のパトロールしてるときに、よく思ってはいたんですけど、実際、知ってる人たちに話しても、借り手が実際おらんとですよね。それで私もですね農業委員会の推進委員として、ちょうど2期目になったんですけど、入る前よりもですね農家の方としゃべる機会が随分増えて、名前も覚えましたし、慣れてはきたんですけど、やっぱり大きな情報というのは、主にみかん部会のときにいろいろメンバーがたくさん集まってですね、情報のやりとりとか、かなりあるんじゃないかなと思っております。みかん部会から委員を出していただいて、みかん部会の話合いのときにですね。遊休農地の解消とかの話を、たまには入れていただければ、いいんじゃないかなあと思っております。それで1人当たりの活動日数は大体、もう畠に行く途中に確認したというのを入れれば月8日では足りないことになってしまうんですけど、それも活動の一環としたら8日ぐらいは達成できるんじゃないかなと、私個人としては思っております。以上です。

議長 山口推進委員からもありましたが、活動日数については1回2回というふうに捉えてもらつてそれで、記帳してもらっているというのが現状ですので、そういう形でお願いできればなと

思います。

山口 健士 推進委員どうぞ。

推進委員

4番

今期、推進委員としてお世話になって、成功例というのが一つありましたので、披露させていただきたいと思います。実は、私の地区に非常に熱心な柑橘農家さんがいらっしゃって、もう6年前にお亡くなりになって、そこの長男さんが県外にいらして、長崎に帰ってこれないということで、5年間結構樹木も生えて、原野化しそうなところだったんですけど、そこの跡取りさんとたまたまお会いして話したときに、何とかそこはもったいないから、現況復帰したいんだけどっていう相談を受けまして、私自身、何しようかって直接は思い当たらなかつたんですけど、地区のお祭りのときに、老人会とか、育成会がみんな集まつたときにですね、皆さんに何とかあそこの土地を開拓出来ないだろうかということで提案して、やっと、1年前に、約20aぐらい新たな畑を再起して、現在は子供会が芋を作つたり、あと老人会のほうでも何名かが里芋を作つたり、いろいろ開拓したおかげで今は非常に立派な菜園が出来たんで、いい意味でのPRをですね、こういうことも出来たんだっていう、提案もちょっと発表させていただきたいなと。以上です。

議長

ありがとうございました。農業委員さんからこの目標値について、何か御意見・御希望がありましたら、お願いしたいと思います。

9番 益富 雅彦 委員

9番

活動の回数については、坂本推進委員さんがおっしゃられるとおりですね、いいんじゃないかなと考えています。ここに載つてますけれども項目自体が、多種多様ありますので、そこをうまいとこ活用して、記載をすれば、あんまり、悩む必要もないんじゃないかなと思っております。もう一つはですね、前回、総会のときお話をさせていただいたと思うんですけども、農業委員会は非常に事務量が多くて、負担が大きい、そういう中で、個人情報という形で、どうしても持つてしまうそういうところをもう少し、可能な範囲でオープンにして、情報をそれぞれの委員さん方に差し上げるということで、行動のしやすさも出てくるんじゃないかなと思ってますのでその辺、なかなか大変だと思いますけれども、ぜひそういう方向性を持っていただければなと。一つ事例がですね、非農地通知が来たからということで、法務局に地目を変えに行つたのに、また意向調査が来た。そういうこともあったりしてですね、非常に農業委員会は大変だと思います。ただ、そういうものも含めてできるだけ情報が自由に、難しいと思いますけどもですね、とれるような形を作つていただければなと思います。以上です。

8番

自分もですね8日間という日数は妥当っていう感じで思つてます。初め、この書類をもらつたときに、長与町はできれば10日間ぐらいでという、事務局長からもお話は受けたので、大

体そこら辺を目標には動いてるんですけど、現地確認だけではなくて、自分は各家に行って話を聞くのが1番いいのかなと思ってそうしてました。そのあとは、地元のほうで手入れ不足の畠のところがあったんで、草刈りに行っていました。遊休農地・耕作放棄地を減らすって言つたらちょっと難しいのかなと思うんですけど、増やさないっていう方法はどうにかなるかなと思いまして、それでそこは切った後はその家の人たちが一生懸命作ってもらっています。そんな感じで、この8日間っていう日数があるからこそ、自分はもう畠、例えば怪我してちょっと作れないよとか、草刈りを手伝ってほしいという畠はそういう形で加勢しています。だから、やはり、耕作放棄地は自分たちの力で減らすためにはですね、この日数は逆に上手に利用して、いかないともう厳しいのかなということもあってですね、遊休農地が減らせないならもう増やさないという考え方で動くには、ちょうどいい日数じゃないかなと、実際してみてきついというところはありましたけど、自分も仕事から上がって1時間ばかり草刈りにっていう形で、8日間とかそういうことをやってました。だから、この日数がなかったら多分、自分もわざわざ帰ってきて他所の人の畠を手伝うということをまずしてなかつたと思います。夏場は(法人名)もしてくれないという話だったので、そういうことから始めたのがきっかけです。ですから、現地回りじゃなくてでも耕作放棄地を増やさないために、保全管理みたいな形でもどうにかなるんじゃないかなと思うんで、できれば、逆にこの日数は一生懸命達成できるようにしたほうがいいのかなって個人的に思います。よろしくお願ひします。

4番

個人的には、私は月8回はとてもきつかったです。達成出来ない月がたくさんありました。というのは山本委員さんみたいに、実際に動くことも出来ませんし、ただ、1年間は、2人の方の相談を受けて、それに追われる1年間でした。そういうことがあれば、回数的にもその土地に行ったりお話を聞いたりすることはできるんですが、これを遊休地の対策ということで今後動くのであれば、先ほど坂口委員さんがおっしゃったように、それなりのグループなり部会を持たないと、私のところも、大きな遊休地所有者が3人いらっしゃいますけど、家まではなかなか行けません。もったいないと毎年夏のパトロールとか思うんですがどうしたらいいか分からぬ。どうしたらいいか分からぬのを、直接8回してくださいっていうふうに言われても、私は正直言って動けません。だから、もう一步これを深めて、みんなが動ける体制にしていってほしいと思います。以上です。

議長

ご意見ありがとうございました。提案のありました「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、農業委員の挙手で賛否をとります。この内容に、異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、この内容に決定いたします。

これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分の報告について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。まず、令和5年3月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

それでは、農地転用専決処分の報告です。

1件目と2件目については、高田南土地区画整理事業の住宅用地としての転用届となっておりますので、まとめて報告いたします。

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご準備ください。1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目（以降）に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

1件目 売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、(会社名) 大阪市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 5 7 7 m² です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、

(街区番号)、面積 2 0 3 m² となります。

4. 申請日 令和5年3月8日

5. 専決処分の日 令和5年3月8日

続いて2件目です。次ページをご覧ください。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 長崎市 (地番)

譲渡人は、(氏名) 千葉県船橋市 (地番)、(氏名) 福岡市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 6 1 1 m² です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、

(街区番号)、面積 2 2 2 m² となります。

4. 申請日 令和5年3月8日

5. 専決処分の日 令和5年3月8日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年3月24日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇

議長 ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続いて、説明をお願いします。

事務局 続きまして、3件目です。

3件目から5件目については、嬉里・丸田の開発に伴う転用届となっておりますので、まとめて報告いたします。報告事項の3ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご準備ください。

3件目 売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(会社名) 取締役 (氏名) 福岡市 (地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

2. 土地の所在等

嬉里郷 (地番)、登記地目 畑 面積518m² 以下2筆です。

2筆合計 862m²です。

3. 転用の目的は、宅地分譲です。

4. 申請日 令和5年3月17日

5. 専決処分の日 令和5年3月17日

続いて4件目です。次ページをご覧ください。

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(会社名) 取締役 (氏名) 福岡市 (地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

2. 土地の所在等

嬉里郷 (地番)、登記地目 畑 面積1,113m²です。

3. 転用の目的は、宅地分譲です。

4. 申請日 令和5年3月17日

5. 専決処分の日 令和5年3月17日

続いて5件目です。次ページをご覧ください。

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(会社名) 取締役 (氏名) 福岡市 (地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

2. 土地の所在等

嬉里郷 (地番) 登記地目 畑 面積 704 m²です。

3. 転用の目的は、宅地分譲です。

4. 申請日 令和5年3月17日

5. 専決処分の日 令和5年3月17日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年3月24日 長与町農業委員会 事務局
長 山崎 昇

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を、事務局お願いします。

【この後令和5年3月の行事報告が行われた】

4月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局

4月25日 (火) 9時30分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長

以上を持ちまして、長与町農業委員会3月総会を閉会します。